

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第31回理事会議事録

1. 開催日時：平成31年3月26日（火）午後3時30分
2. 開催場所：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー会議室
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 29名
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫

理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、竹田 恆和、河野 一郎、山脇 康、
橋本 聖子、荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、
横川 浩、ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、
松本 正義、高橋 治之、萩生田 光一、平岡 英介、鈴木 大地、
津賀 一宏、泉 正文、遠藤 利明、潮田 勉、小山 くにひこ、
東村 邦浩、猪熊 純子、豊田 周平、渡邊 守成
監事 黒川 光隆、土淵 裕

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

〔決議事項〕

第1号議案 事務局規程等の改正

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-1記載のとおり、まず、事務局規程の改正の目的及び改正内容を説明した。

また、事務局規程の改正を反映した2019年度の組織体制については、別紙資料1-1の別紙「2019年度公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 事務局・組織概要（案）」記載のとおりである旨説明し、2019年4月1日時点の人員数の見込みについても報告した。

続いて、別紙資料1-1記載のとおり、就業規程の改正の目的及び改正内容を説明した。

続いて、別紙資料1-1記載のとおり、給与規程の改正の目的及び改正内容を説明した。

続いて、別紙資料1-1記載のとおり、職員旅費規程の改正の目的及び改正内容を説明した。

なお、今回改正するいずれの規程も、施行予定日は2019年4月1日である旨説明し、各規程の改正案は、別紙資料3-8乃至3-11のとおりである旨説明した。

また、2019年4月1日以降の当法人の主たる事務所の所在地について、別紙資料1-1記載のとおり「東京都中央区晴海一丁目8番11号」としたい旨説明した。

その後議長が、事務局規程、就業規程、給与規程及び職員旅費規程の改正並びに主たる事務所の

所在地の変更につき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第2号議案 ゼネラル・コーディネーション・オフィサーの選任

議長の指示により進行役は、第1号議案が承認されたことに伴い、別紙資料1-2記載のとおり、ゼネラル・コーディネーション・オフィサーとして小山哲司氏を選任する旨述べ、その選任理由を説明した。

その後議長が、ゼネラル・コーディネーション・オフィサーの選任につき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

その後進行役の指名により、ゼネラル・コーディネーション・オフィサーに選任された小山哲司氏が挨拶をした。

第3号議案 平成31年度事業計画書案・収支予算案等について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-3記載のとおり、まず、平成31年度事業計画の概要について、当法人は平成31年度にレディネスフェーズへ移行する旨報告し、5つの柱立ての下、取組を進めていく旨述べた。

続いて、「円滑で安全安心な大会運営に向けた準備」、「会場及び施設整備の着実な実施」、「大会開催の機運醸成」、「オールジャパンの協力体制の構築と事務局体制の強化」、「健全な財政基盤の確立と運営」の各柱の主な計画事業を説明した。

続いて、平成31年度収支予算案について、別紙資料1-3記載のとおり、当法人の費用と共同実施事業等の関係を説明した後、キャッシュフローベースの予算概要、正味財産増減予算書(案)、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)の各内容を説明した。

その後議長が、平成31年度事業計画書案及び収支予算案等につき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

第4号議案 組織委員会が負担する宿泊料金について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-4記載のとおり、開催都市契約大会運営要件等で、所定の大会関係者の宿泊料金の支払いを当法人が負担する旨定められている旨述べ、その支払手続については、当法人から2016年に総合評価を実施し配宿業務の受託者として決定した株式会社JTBに対して支払い、株式会社JTBが各宿泊施設に支払う旨説明した。

また、別紙資料1-4記載のとおり、開催都市契約大会運営要件の記載に基づき設定した支払スケジュールについても説明した。なお、実際に使用する客室数、期間等については、キャンセルポリシーに従い今後も精査をしていく旨報告した。

その後議長が、当法人が負担する必要がある宿泊料金について、株式会社JTBを介して各宿泊施設に支払うことにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

〔報告事項〕

1. 聖火リレーについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、まず、「復興の火」の展示及び聖火リレーの「グランドスタート」について報告した。

なお、聖火リレーの各都道府県のルート案については、現在、都道府県実行委員会と調整を進めており、IOCの承認を得て、2019年夏頃には全国ルート案の概要を公表する予定である旨報告した。

続いて、東京2020オリンピック聖火リレーエンブレム及び東京2020パラリンピック聖火リレーエンブレムの概要を報告した。

続いて、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火リレーのトーチについて、別紙資料2-1記載のとおり、デザインから製造まで共同企業体を形成する仕組みで公募を実施し、各界の有識者の協力を得て2回の審査会を行い、東京2020聖火リレートーチ製造チームを選出した旨報告した。

続いて、別紙資料2-1記載のとおり、聖火リレートーチのデザインと特徴を報告した後、オリンピック聖火リレーのトーチ及びパラリンピック聖火リレーのトーチの写真も紹介した。

2. 子供の参画について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、子供の大会運営等への参加について、基本的な考え方を報告した後、競技の支援、エスコートキッズ等、スポーツプレゼンにおけるパフォーマンス及び国旗の掲揚の各項目に関する検討状況を報告した。

3. 機運醸成関係

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-3記載のとおり、まず、東京2020参画プログラムの現状について、2019年3月時点のアクション認証件数及び全国での参加人数を報告し、これまでに認証した「祭りプログラム」、「ホストタウンアクション」、「500日前連携企画」について報告した。また、2019年3月時点のアクション認証件数の都道府県ごとの内訳も報告した。

続いて、参画プログラムについては、2020年9月末までのアクションを対象として更に取組を進めていく旨報告した。また、アクション申請については、応援プログラム（地方自治体が主体となる場合を除く）については2020年3月末、公認プログラム、地方自治体が主体となる応援プログラム及び祭りプログラムについては2020年5月末まで受け付ける旨報告した。

続いて、500日前期間中の主な取組について、2019年3月1日から5月6日までを「500 Days to go」期間と位置づけ様々なプロジェクトを展開する旨述べ、3月12日からはキャラバンバスを仕立て、現在、都内及び被災3県を巡回しており、スポーツ教室等も実施していく旨報告した。

また、パラリンピックについては、2019年4月13日を中心に、南大沢及び豊洲において競技体験イベントを実施するほか、キャラバンバスがパラリンピックの各会場等を巡回する予定である旨報告した。

なお、2019年3月30日には、2016年10月から3年間にわたり巡回してきたフラッグの凱旋を祝し、東京駅前でフラッグツアーファイナルイベントも実施する旨報告し、この他にも東京都をはじめとする関係団体と連携して様々なイベントを実施する旨報告した。

4. 仮設整備の状況

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-4記載のとおり、仮設オーバーレイ整備工事に係る発注・契約状況について、まず、発注の経緯及び発注状況を報告した。

続いて、契約状況について、既に20会場について契約締結済である旨報告し、17会場についても2019年3月末を目途に契約締結可能となる見込みである旨報告した。この他、選手村及び国際放送センター等の整備も着実に進めている旨報告した。

また、モニターに資料を投影し、2019年3月25日時点で契約締結に至った20会場の詳細についても報告した。

なお、契約状況については、確定次第、当法人のホームページにて公表する旨報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1乃至3-11の各内容については、当該資料の配布をもって報告したものとす旨報告した。

上記報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、子供の参画について、また、聖火リレーに関する意見交換がなされた。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後5時閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

平成31年3月29日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会